

議案第5号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条の表中「100分の220」を「100分の205」に、「100分の150.05」を「100分の140.05」に、「100分の97.15」を「100分の93.15」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条の表中「100分の205」を「100分の212.5」に、「100分の140.05」を「100分の145.05」に、「100分の93.15」を「100分の95.15」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。